

序 基本事項

1. 事業の目的

箕面駅周辺地区は、年間約250万人の観光客が訪れ、また、商業機能や公共機能が集積した箕面の玄関口である。「箕面市中心市街地活性化基本計画」(平成16年12月策定)においても、同地区は活性化重点整備地区に位置づけられており、中心市街地のなかでも特に活性化が求められている。

一方、箕面駅周辺の主な施設(駅前広場・箕面駅前第一自動車駐車場(以下、「第一駐車場」という。)、箕面自転車駐車場(以下、「自転車駐車場」という。))などは、機能、設備、景観等の面で、それぞれに課題を有し、また、施設更新の時期にあることから、同基本計画並びに「みのおサンプラザ等公共施設再配置計画」(平成17年7月策定)において、中心市街地活性化に資する再生の方向性が示されたところである。

しかし、これらの施設を個別に検討するのではなく、面的な一体整備の視点で、中心市街地の核である活性化重点整備地区に相応しい施設のあり方を検討するとともに、市民、地元関係者の意向を反映した形での具体的な整備方針を検討する必要があることから、検討調査事業を実施し、整備計画を策定するものである。

2. 検討対象地区及び検討対象施設の設定

本事業の検討対象地区及び主な検討対象施設は、概ね以下に示すとおりとする。

【検討対象地区】

阪急箕面線(西)及びみのおサンプラザ北側道路(北)、府道豊中亀岡線(東)、府道箕面池田線(南)で囲まれた地区

【主な検討対象施設】

1. 阪急箕面駅 駅前広場
2. 第一駐車場
及び自転車駐車場
3. アーケード・街路
4. その他



3 . 検討にあたっての与件

本事業の実施にあたっては、以下の与件に基づき実施することとした。

本事業で作成する整備方針・整備計画の内容は、箕面市中心市街地活性化基本計画の計画期間のうち、概ね前期途中～中期（平成 19 年度～23 年度）の実施を想定して検討する。

駅前広場においては、敷地の拡張など都市計画の変更を伴うような大規模な整備は予定しない。

箕面市中心市街地活性化基本計画において、第一駐車場の建て替えは長期的課題（平成 27 年度以降）として位置づけており、本事業の検討には含めない。